

平成 27 年 6 月 17 日

国際学生宿舎寮生 各位

一橋大学学生支援課

国際学生宿舎において、所定外（ベランダ、居室等）で喫煙を行うことは禁止です。所定外における喫煙（例：ベランダ）は他人の迷惑となります。また、喫煙によって居室内の壁紙が変色した場合等は、自己負担で原状復帰をしていただきます。

なお、退寮処分となりうる行為ですので、今後、気をつけてください。

また、所定外で喫煙をしている（させている）寮生を見かけましたら、下記連絡先までお知らせください。

■ 本件連絡先

一橋大学学生支援課学生生活係

TEL : 042-580-8141

EMAIL : stu-ry.g@dm.hit-u.ac.jp